

## 医療法人北辰会

### 老人保健施設みらいあ（指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護事業所）運営規程

#### （事業の目的）

第1条 医療法人北辰会が開設する老人保健施設みらいあ（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を提供することを目的とする。

#### （運営の方針）

- 第2条 指定短期入所療養介護の提供に当たって、事業所の従業者等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
2. 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たって、事業所の従業者等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、要支援者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
3. 事業の実施に当たっては、東三河広域連合、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

#### （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ①名称 老人保健施設みらいあ
- ②所在地 蒲郡市栄町11番13号

#### （職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ①管理者 1名（医師と兼務）

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- ②従業者

別に定める老人保健施設みらいあ運営規程第4条（2）に定める職種及び員数のとおりとする。

従業者は、指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の提供を行う。

#### （指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料等）

第5条 指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の内容は次のとおりとし、指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ①入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話
- ②機能訓練及びその他必要な医療
- ③療養上の世話
- ④健康チェック
- ⑤栄養管理
- ⑥療養食の提供
- ⑦入退所時の施設送迎

2. 滞在費、食費については、次の額を徴収する。ただし、介護保険負担限度額の認定を受けている方の場合は、その認定証に記載された額とする。
  - ①居住費（多床室）3人部屋・4人部屋 1日 410円
  - ②居住費（従来型個室） 1日 1,670円
  - ③食費 朝食320円、 昼食640円、 夕食640円
3. 特別な療養室の提供を行った場合は、1日 1,100円（消費税を含む）を徴収する。
4. 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、原則実費を徴収するが、施設で用意するものを利用する場合には、教養娯楽費日額150円を徴収する。日用品費について施設が専門業者へ委託するレンタルサービスを利用する場合には実費を委託業者へ支払うものとする。
5. 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第6条 通常の事業の実施地域は、蒲郡市、額田郡幸田町、西尾市東幡豆町の区域とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第7条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2. 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
  - ①気分が変わってきたときは速やかに申し出る。
  - ②入所生活の規則は施設の規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
  - ③共有施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

（非常災害対策）

第8条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に（年2回以上）避難・救出等訓練を行う。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ②事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。
- ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（身体の拘束等）

第10条 事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2. 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に（年2回以上）実施する。

(業務継続計画の策定等)

- 第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に(年2回以上)実施する。
  3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(職員の質の確保)

- 第12条 事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。
2. 事業所は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(衛生管理)

- 第13条 利用者の使用する事業所、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
2. 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
    - ①事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
    - ②事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
    - ③事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に(年2回以上)実施する。

(ハラスメントの防止)

- 第14条 施設内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
- ①身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
  - ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり落としたりする行為
  - ③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
- 上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
2. ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時事案が発生しない為の再発防止策を検討する。
  3. 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施する。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努める。
  4. ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じる。

(その他運営についての留意事項)

- 第15条 管理者他全ての職員は入所者の処遇向上の為、研修などにおいて職務遂行能力の水準の維持向上に努めなければならない。
2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
  4. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人北辰会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、2001年 3月1日から施行する。

2003年 4月1日 一部改訂

2005年10月1日 一部改訂

2006年 4月1日 一部改訂

2007年 8月1日 一部改訂

2008年10月1日 一部改訂

2010年10月1日 一部改訂

2011年 4月1日 一部改訂

2012年 7月1日 一部改訂

2013年 6月1日 一部改訂

2014年 4月1日 一部改訂

2015年 4月1日 一部改訂

2015年 8月1日 一部改訂

2016年 4月1日 一部改訂

2017年 5月1日 一部改訂

2019年10月1日 一部改訂

2023年 9月1日 一部改訂

2024年 4月1日 一部改訂